

成松文書のうち 米水津村明細帳について

はじめに

米水津村に「成松文書」のあることは聞かされていた。その成松文書を米水津村教育委員会社会教育課長高宮昭夫氏の好意ある計らいで見せていただくことが出来た。現在はまだ成松文書の一部を見たに過ぎないのであるが、その中の「天保四発己年、改正郷村明細帳、十二月米水津浦組」を数回に分けて紹介していきたい。佐伯藩の漁村関係については安部弥右衛門氏の「羽出浦庄屋文書」を初めとして、かなりの量の史料が紹介されている。それによって佐伯藩領内の漁村の様子がだいぶ明らかになってはきている。しかし、二百数十年続いた佐伯藩漁村の全体の構造を把握出来るまでには至っていない。全体

橋 本 和 雄

(会員・佐伯市蟹田)

的な流れの把握は「史料」がもっと数多く明らかにされて可能となる。今回の史料紹介もこうした意図から出てきたものである。点をつないで線となし、線を多くして面へと発展させたいとの思いである。『佐伯史談』等に紹介されていない佐伯藩時代の漁村関係史料について御存知の方がありませんら、ぜひ御教示下さることをこの紙面を借りてお願いする次第です。なお史料紹介の順序は本文を先ず記して、次に内容を含めいろんな角度から検討することにした。

本 文

天保四発己年

改正郷村明細帳

十二月

米水津浦組

(表紙)

一 高三百六拾三石九斗五升九合四夕九才 米水津浦組

此反別五拾七町七畝拾八步

右之内訳

高四石三斗六升三合三夕壹才 御番所遠見・寺

堂・大庄屋・庄屋 座敷前 屋敷床引

此反別四反三畝拾九步

高式拾壹石三斗三升九夕七才

此反別三町五反壹畝貳拾四步 永荒引

貳拾五石六斗九升四合貳夕八才

此反別三町九反五畝拾三步

残高三百三拾八石貳斗六升五合貳夕壹才 毛付高

此反別五拾三町壹反貳畝五步

此 訳

高拾四石七斗貳合六夕八才

此反別壹町壹反七畝貳拾八步

高三百貳拾三石五斗六升貳合五夕三才

此反別五拾壹町九反四畝七步

一 高式拾石七斗壹升壹合九夕九才 新畑方

此反別四町九反九畝拾五步

一 當浦組 東西 四里貳拾貳町 南北 貳里六町拾間

一 當浦組 竈數五百四拾三軒 委細浦々江相記申候

一 當浦組 但當浦組無高百姓壹人茂無御座候

一 當浦組 人數合三千三拾壹人 委細浦々江相記申候

一 當浦組 御高札場五ヶ所 委細 右同断

一 當浦組 御立林拾五ヶ所 委細 右同断

一 當浦組 百姓持山三拾四ヶ所 委細 右同断

但高諸山

一 當浦組 百姓中間山拾三ヶ所 委細 右同断

一 當浦組 御船手御用木御帳付貳拾八本 委細浦々江記し申候

一 當浦組 橋拾七ヶ所 右同断

一 當浦組 牛拾匹 右同断

一 當浦組 馬無御座候

一 當浦組 土地

一 當浦組 紺屋

一 當浦組 寺社

一 當浦組 田畑御竿入元禄十六末年則御高帳被下置候

一 當浦組 古来より御年貢田畑同免三而不殘米納仕来り候

〔江欠〕
委細浦々記し申候
〔書き忘れたのであろう〕
委細浦々江記し申候

當浦組 切支丹類族之者 尅人茂無御座候

但 銀七百七匁八分五厘

當浦組 医者 式人 但浦代二御座候

内

當浦組 御番所 但小浦二御座候

銀 三百六拾七匁六分 鰯干濱御連上

當浦組 遠見番所 尅ヶ所 但 右同断

同 三百四拾目 式分五厘 地小魚御連上

當浦組 百姓作間之稼品々漁業仕候

一 當浦組 不定御連上物

當浦組 鉄砲拾五挺

但 銀拾三貫四百七拾匁七分

當浦組 大庄屋給米三石六斗

内

當浦組 大庄屋給銀三百五拾目

銀 八貫五百目 小引網拾七帖

當浦組 小庄屋給銀尅貫七百五拾目

同 尅貫四拾目 鰹引上綱三拾六帖

當浦組 地目付給銀浦代計御座候而外四ヶ浦無御座候

同 六百目 鰹張場網六拾帖

候

同 三拾目 加勢網式帖

當浦組 皆合給銀三百五拾目

同 三拾目 藻魚立網式帖

當浦組 大庄屋町宿給銀式百目

同 九拾目 鯛繩拼 三艘

當浦組 小庄屋町宿給銀六百八拾目

同 五拾式匁五分 手操網 五帖

當浦組 角道渡船賃年々増減御座候

同 六百六拾目 地小買 拾尅人

當浦組 酒売場拾五軒 委細浦々江相記し申候

同 五拾目 籠荷 五人

當浦組 大庄屋與兵衛先祖よりは迄御役九代相統仕候

同 四拾三匁 船宿 五人

當浦組 竹野浦庄屋傳五郎先祖左京よりは迄御役十代相統仕候

銀 六百四拾五匁 酒売場拾五軒

相統仕候

同 四拾五匁 上家大工 三人

當浦組 定御連上物 委細浦々江相記し申候

同 三拾目 上船大工 尅人

同 貳拾目
 同 拾五匁
 同 五匁
 同 五匁
 同 壹貫百八拾壹匁貳分
 上木挽 貳人
 見習桶屋 三人
 唐弓綿打 壹人
 石垣築 壹人
 船運上

一 當浦組 船數合 四百七艘

内

五 艘 御役目船
 三拾四艘 小引網船
 五拾壹艘 右手船
 四拾壹艘 三枚帆
 六 艘 四枚帆
 貳 艘 五枚帆
 貳 艘 六反帆
 貳百六拾六艘 小船

一 當浦組 網代 五拾壹ヶ所

右之訳

丸ばへ 下の丸ばへ 上の丸ばへ
 下の谷 三拾間網代 長ばへ

まい浦 越野浦 松きり

谷ノ内中ばな 松ノ下 内越ノ浦

平ばへ ひじ里松 仲世ノ久保

関あみ 古天神 くいめぎ

さざゐ研 大内浦 わるさ

うねり研 黒ばな 中ノ瀬

鮑小屋 敷場 松ノ下

松ヶ鼻 楠ノ浦 小なこし

横網代 ちぬばへ 小谷

荒戸 中ぐま 押出

大すへ 横しま 間越四ヶ所

ふりばへ もつこく 観音崎

渡瀬びら 源太郎網代

右之網代先年組合持合ニ御座候得共正徳年中押合ニ被仰付候

一 當浦組 鰯干濱 三町六反八畝拾貳歩
 内

上濱 貳町五反壹畝拾貳歩

中濱 四反三畝拾貳歩

下濱 五反三畝四歩

下々濱 貳反貳畝六歩

表 1. 時代比較、耕地、人口状態

年次	項目	耕 地		人 口	
		田	畑	家 数	人 口
天保 4 年 (1833年)		1 町 1 反 7 畝 28 步	56 町 9 反 3 畝 22 步	543	3031
	計	58 町 1 反 1 畝 20 步			
昭和 55 年 (1980年)		0	132 町 1 反	904	3051
	計				

※ 昭和 55 年 一世帯あたり人数は 3.37 人
天保 4 年 " 5.6 人

〔語句の説明〕

「永荒」 〓 荒廢地のこと。「

毛付高」 〓 作物の收穫高。「御

立林」 〓 藩有林。番所（遠見番

所） 〓 船に対する関所、佐伯秘

説録七〇頁に次のような記述が

ある「番所四ヶ所、蒲江浦、小

浦、大島浦、保戸島浦以上は兼

ねて仰出されたる通り、旅船入

念相改め、公儀御城米船渡海の

砌は、城下へ注進仕り、風雨の

節若し破船有之候へば助船差出

し、上荷物相改め万一異国船等

相見へ候節は早速注進仕候様申

付置き、右四ヶ所には高札を立

つ。「給米」 〓 与える米のこ

と。「皆合」 〓 大庄屋専属の事

務員・書記・連絡係。「運上」

〓 問屋、製造業など農商工業関

係者への税、「三枚帆、六反帆

〓 帆船の大きさを帆の数で表わしている。一枚帆は一反帆と同じである。押合（おしあい）入会のこと。

〔解説・検討〕

この天保四年「改正郷村明細帳」は終りのページを見ると、次の文が記されていた。

右明細帳先々より當浦江之控無御座候ニ付

此節大庄屋所控帳ヲ以写置候 以上

庄屋十九代目

成松六左衛門

安政六末年十二月

このことから、この明細帳は浦代の庄屋成松六左衛門が天保四年から二六年経過した安政六年（一八五九年）に色利大庄屋の家にある控えの明細帳を書き写したものであることが分る。この書き写す際に見過したのか、それとも原本に書かれていなかったのだろうか二〇三字句の不足する部分が見られる。（大庄屋の原本についての有無をたずねてみたが、今は全く残っていないと思われる。）明細帳の書き出しは收穫高から始まる。米水津浦組の收穫高は三六三石九斗五升九合四夕九才と見積られている。この中から番所・遠見番所・寺・堂・大庄屋・

庄屋の屋敷地の収穫（見積高）四石三斗六升三合三勺一才は免税分として差し引かれている。更に二一石三斗三升九勺七才が収穫ゼロの荒廢地なので、この分も差し引かれている。残りが税の対象となる収穫高である。その反別は五三町一反二畝二五歩であり、そのうち田は一町一反七畝二八歩で全体の約二、二%を占めるに過ぎない。この田に関しては次回以降に予定の「各浦ごと」の記述の中で出てくるのであるが、その文を見ると色利に二畝（下田）残りは全て浦代にあり、他の小浦、竹野浦、宮野浦には全く無いことが分る。（こうした状況は当時の食生活が今とは比べものにならない程、質素で厳しかったことがしのばれてならない。）新畑として約五町（収穫高二〇石七斗七升一合九勺九才）が開かれている。家数は五四三軒あり、その人口は三〇三一人（一軒平均五・六人）であった。これ等耕地と人口を現在の米水津と比べてみよう。表1.がそれである。

これを見ると現在の米水津村では水田が無くなって畑だけとなっている。しかしその畑は天保時代より遥かに広く倍以上の面積がある。この一三二町一反の畑のうち約八〇%にあたる一〇四町四反一畝はみかん栽培地であ

るから、江戸時代の作物景觀とは異った姿を今は私たちに示しているのである。人口の方を見ると今も昔も大差が無い。天保四年（一八三三年）の時と比べ昭和五年では僅かに二〇人多い三〇五一人なのだから。しかし世帯あたり人数は天保四年平均五・六人に対し現在は三・三七人であり当時と比べ二・二三人のひらきがある。

これまで記述してきた事以外の検討は各浦（色利、浦代、小浦、竹野浦、宮野浦）ごとの文章とかかわりが深いので、各浦ごとの記述をすすめる際に取り上げていくこととした。（ただし「網代」五一ヶ所に関しては、場所確定に数ヶ所不明なところがあること、それに漁業権の現状がどうなっているかに就いての調査はまだ手をつけていないため、今回は見送ることにした。）

最後に運上に関して触れておきたい。定運上に銀七〇七匁八分五厘、不定運上に銀一三貫四七一匁七分が課せられている。このうち不定運上については「御定書」の通りに金額が記されているので参考資料として提示しておきたい。

